

福祉サービス第三者評価結果報告書 【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	大阪市立 両国保育所	
運営法人名称	社会福祉法人しんもり福祉会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	所長 正田 智美	
定員（利用人数）	124 名	
事業所所在地	〒 535-0021 大阪市旭区清水4丁目6-15	
電話番号	06 - 6951 - 3083	
FAX番号	06 - 6951 - 3083	
ホームページアドレス	https://ryogoku-hoikusho.com/	
電子メールアドレス	ryougoku_ko@ybb.ne.jp	
事業開始年月日	平成 25 年 4 月 1 日 （大阪市からの委託運営開始）	
職員・従業員数※	正規 16 名	非正規 27 名
専門職員※	保育士 34名 管理栄養士 1名 調理師 2名	
施設・設備の概要※	[居室] 保育室（0歳児、1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児）子ども用トイレ、沐浴室 プレイルーム、絵本室、事務所、調理室、会議室、倉庫、大人用トイレ	
	[設備等] 広い園庭（1169㎡）、中庭、砂場、プール（乳児用、幼児用）テラス	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	1 回
前回の受審時期	平成 27 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

■法人理念（保育理念）

『いのちを大切にし家庭と共に、身も心も豊かな子どもに育てる』
に基づき両国保育所は地域に根ざした保育所として、保護者とパートナーシップを
取りながら、一人ひとりの違いを認め合い大切にする人権保育を行う。

■基本的な保育方針

子どもを畏敬の念で受け入れ、親、保育者が手本となり子どもを生涯の視点で見守りながら喜びと楽しさが溢れる保育を行う。

■保育目標

- ・しなやかな心とからだをもった子ども
- ・自分を大切にする子ども
- ・友だちを大切にする子ども
- ・主体的に行動する子ども
- ・豊かな感性と表現力をもった子ども

【施設・事業所の特徴的な取組】

大阪内環状線（国道479号）と大阪メトロ今里筋線「清水」から徒歩5分程度の場所にあり、保護者の通勤に大変便利な立地です。

大通りから少し離れており、子どもの安全は守られており、周りは静かな住宅地です。

広い園庭に恵まれているうえに、近くには広大な鶴見緑地公園も子どもたちの徒歩圏内にあるほか、近隣には公園が点在していて、所外活動の展開も多様性があります。

広い敷地の各所で年齢ごとに野菜等を育てる菜園を設けて、収穫物を活用した食育活動を行っています。

在籍年数の長い職員が多く、所長のリーダーシップのもとチームによる手厚い保育実践が行われています。

「一人ひとりの違いを認め合い大切にする人権保育を行う」という考えに基づき、特別支援保育を実施して配慮を要する児童の受け入れを積極的に行っており、令和6年度では15名の対象児が在籍しています。

保護者へはポートフォリオや動画配信で日々の保育の見える化を進めて、一人ひとりの保護者との連携に努めています。

地域交流にも積極的に取り組み、子育て相談事業を実施しています。

平成25年に、大阪市から運営委託を受けて10年余の間に、緩やかに法人の保育理念の浸透を図ってきました。所舎は鉄筋コンクリート造2階建てのゆったりとした規模が確保されていますが築49年と老朽化しており、補助を得て内装の木質化を図ったり、職員の工夫で環境の改善を図りつつ大切に管理されて来ました。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人ふくてっく
大阪府認証番号	270003
評価実施期間	令和6年2月20日～令和6年8月21日
評価決定年月日	令和6年8月21日
評価調査者（役割）	1102C008（運営管理委員） 2101C017（専門職委員） 1102C009（その他） 1801C022（その他） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

大阪市立両国保育所では、保育理念を逸脱することのない範囲で「標準化」を最小限に抑えて、保育士の力が発揮されるように保育が実践されています。多数を占めるベテラン保育士のチームワークの良さと、それを統括する所長のリーダーシップがあってこそその成果と評価することができます。

建物は築49年と老朽化が進んでおり、バリアフリー化や各所の機能改善が課題となっていますが、屋内外の広さはゆとりがあり、また職員の努力もあって子どもたちはのびのびとした保育所生活を楽しんでいます。

障がい児保育や地域に向けた子育て支援などにも積極的な取組があり、社会福祉事業者としての責務を果たしています。

今後は、そうした優れた仕組みを次代に継承していくための見える化を目指して両国保育所実践マニュアルを集大成することが期待されます。

◆特に評価の高い点

■中・長期計画の策定と実践

本所では、公立保育所の保育理念（使命）を継承しつつ、地域社会情勢の変化に応じた発展的思考に基づいて、中・長期計画を策定し確実な組織運営の改革を進めています。今後想定される老朽化した園舎の建て替え計画については、経営環境や人事管理上の課題を認識し、また保育現場からの意見も踏まえて検討が進められています。

■所長のリーダーシップ

所長は日常的に保育現場に足を運び、保育の質の現状について把握しています。職員との関係性も良く、保育の質の向上について、日常的に適切な助言や指導を行っています。また、職員の就業状況や健康、生活環境等についても把握できており、職員のワークライフバランスに配慮した取組を行っています。

■関係機関との連携・地域福祉向上への取組

中・長期計画の基本方針に「地域の児童福祉施設としての役割とその使命」を定め、地域の在宅子育て家庭が保育施設を利用しやすい活動や、近年の地域社会の変化を鑑みた支援事業を行っています。旭区社会福祉施設連絡会や旭東幼稚園学校協議会との連携、さらに清水小学校区子育てネットワークや清水地区子育てボランティアグループに所属し、地域の小学校・幼稚園・子育てサロン・民生委員・NPO法人等との連携、さらには両国人権ネットワークといった人権侵害に対する関係機関とも連携を図っています。地域の関係機関と、緊急時についての具体的な対応として令和5年に「災害時における特別避難所としての使用に関する覚書」を締結し、その中で地域における役割や実施内容を明記しています。

■子ども一人ひとりを尊重した保育実践

中・長期計画の基本方針に「ひとりひとりの違いを認め合い大切に人権保育を進めていく」と明示し、保育方針や保育の計画に展開し、保育実践に取り組んでいます。事業計画の一環には特別保育事業を明記し、子どもの人権や互いに尊重する取組も行っています。子どもを尊重した保育に関しては「全国保育士倫理綱領」を職員に周知し、職員一人ひとりの保育実践を尊重しています。さらに「職員が守るべき職務上の基本事項」を定め、基本的人権の研修を行ない、研修内容は保護者にも報告しています。

■チームによる一人ひとりの子どもへの受容的対応・基本的生活習慣と主体的な活動支援
本所では、育児担当制ではなく、職員もそれぞれの個性や得意を發揮するチーム保育を旨として多様な大人のキャラクターの中で子どもを育てています。子どもたちはその成長過程に応じて主体的に活動し、また無理なく基本的生活習慣を身につけています。

■環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

保育士が充足しており、子ども一人ひとりと向き合った保育ができています。保育室や所庭は広く確保され、子ども達は自由に探索が行いやすい環境が整えられています。チームでの保育に取り組む中、各保育士がそれぞれの個性を発揮し、多様性のある保育を実践しています。全体的な計画に、障がい児保育(特別支援教育)を特色ある養護・保育として位置づけ、他児と同じ保育室で保育を行っています。保育所建物が古く、バリアフリー等、障がいに応じた環境整備が難しい中でも、可動式スロープを用いたり、衝立やカームダウンハウスの導入などで刺激の少ない保育環境を整備するなどの工夫も行っていきます。

◆改善を求められる点

■保育の質にかかる構造的課題の評価と改善への組織的取組の定着

保育士一人ひとりのスキルにかかる「保育実践の振り返り」や、保育そのものの質にかかる指導計画の評価・反省の取組は機能しています。今後は、これらの取組を組織で全体化するとともに、第三者評価における総合的な自己評価と、それにより抽出される改善課題に対する組織的な取組が定着することを期待します。

■職員の教育・研修に関する取り組み

年間の研修計画は作成されていますが、定期的な内容評価やカリキュラムの見直しが行われていません。また、短時間職員や非常勤職員の研修受講機会が十分ではなく、実習生等を受け入れる際の指導者研修も行われていません。今後は、研修計画の定期的な内容評価や、カリキュラムの見直し、短時間職員や非常勤職員の研修機会を増やし、実習生等の指導者研修を導入するなどの取組みを期待します。

■利用者満足の向上を目的とした仕組みづくり

利用者アンケートによれば、「保育の内容や行事に保護者の要望が生かされている」、「苦情に対しては職員以外の人(第三者委員等)に相談できる」といった設問に対する保護者等の肯定感が低い傾向にあります。利用者満足の向上のために、その把握方法や分析結果から改善を行う仕組みづくりに取組み、さまざまな苦情や要望に対し第三者委員等の設置やその活用を利用者に周知することが求められます。

■保育実践の標準化

本所では、保育理念・保育方針の基本を逸脱しない範囲で、各クラスの保育実践はそれぞれの特性を活かした積極的な創意工夫を是とする考え方から保育実践の標準化には注力することを控えています。進級する子どもに対する保育の継続性については、長く勤務する職員が多数であることや組織内の豊かなコミュニケーションや良好な連携でしっかり対応ができています。しかしながら、今後新規採用される若い職員の円滑なOJTを図る上でも、一定の標準化が求められます。何をどこまで標準化すべきかを、組織的に吟味して対応することを期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の福祉サービス第三者評価において、運営受託当初より大切にしてきた「子ども一人ひとりを尊重した保育」という点を保護者の方々、評価機関ともに評価していただき大変嬉しく思っております。事前の自己評価では施設としてはもちろんのこと、職員一人ひとりが自施設のあり方、保育のあり方を省みる機会となり、評価調査者の方々によるアンケート・ヒアリング・書類確認など客観的な視点での示唆に富んだ評価は、今後の保育・保育所運営にとって得るものが多くありました。また、アンケートについての分析をグラフ・数字によりお示しいただいたことで、今後取り組むべき課題の優先度も明確になりました。今回の結果をもとに、より組織力を高めながら保育の質の向上に努めて参りたいと思います。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	<p>両国保育所（以下「本所」）は大阪市立保育所であり、その理念・基本方針は大阪市こども青少年局の保育所運営方針に基づいており、社会福祉法人しんもり福祉会の法人理念との協調により本所の保育理念・保育方針・保育目標が策定されています。保育理念・保育方針・保育目標はホームページ（以下HP）や各種文書にも掲載し、口頭でも説明して保護者等に周知しています。職員に対しては、会議や研修会でも周知を図る取組を継続的に行っています。</p>	

		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	<p>本所は大阪市立保育所であり、地域の各種福祉計画とは密接な連携が図られており、保育所経営を取り巻く状況も的確に把握しています。今や保育所運営は、少子化や0歳児保育需要の低下傾向の影響を大きく受けています。そんな中でも本所においては都市交通網の整備や古い町並みの再開発が進んだことにより、若い世帯の流入が進み、入所決定後の急な引っ越しなど、本所の責に帰さない事由を除いて、令和6年度も実質0歳児クラスの定員割れなくスタートしています。</p>	
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	<p>本所における経営課題は、公立保育所の理念・基本方針を継承しつつ運営法人の理念・基本方針への緩やかな移行と融合を図って、保育環境や保育の質を高めていくことにありますが、運営委託以来12年を経過して順調に改善しています。保育環境については、補助金の導入で木質化を図ったり、職員も協同して保育環境の改善に具体的な取組を実施してきました。職員体制や人材育成については高い水準を維持しており、人件費率がやや高めであることも、意味あることとして役員間での理解を得ています。</p>	

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>(コメント) 前述したとおり、公立保育所の理念・基本方針を継承しつつ、地域社会の情勢に応じた発展的発想に基づいて計画的に事業運営の改革を進めており、令和6年度では3期目の5か年計画(2022~2026年)を推進しています。その重点項目として、今後想定されるであろう園舎の建て替え計画に合わせて、①経営組織、②事業管理、③財務管理、④人事管理の各面で具体的な課題を明示しています。中・長期計画書は、事務室に保管して職員の閲覧に供されており、職員にもよく理解されています。</p>	
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p>(コメント) 本所に対しては大阪市から毎年事業計画の提示を求められており、中・長期計画書には前述した各重点課題について、期間中の各単年度ごとの具体的目標を明記しています。福祉事業の特性として、計画目標は必ずしも数値化できるものではありませんが、例えば人事管理については、①キャリアパスプログラムの資質向上に応じた研修会や専門分野の勉強会参加等、②自己評価チェックシートの活用、③施設間人材交流による情報・意識・ノウハウの共有を掲げるなど、具体性がある期中の進捗状況や、期末の成果を評価できる内容となっています。</p>	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>(コメント) 前項目で評価したように、中・長期計画の中にすでに各年度の重点項目とその達成目標を職員の理解のもとで所長が責任者として計画・明示しています。令和6年度事業計画には本所の利用状況・職員の状況・開所時間および子育て支援事業や特別支援保育事業など、運営にかかる基本的な取組を規定し、保育目標や職員研修計画がまとめられています。施設の建て替えが今後の大きな事業計画課題となっており、これについては保育現場の改善課題や発想を取り入れるべく、職員の意見を取り入れています。今後は、事業計画の実施状況を定期的・組織的に振り返る仕組みの構築が求められますが、所長は常に所内の状況や職員の想いに目配りして、丁寧に対応しています。</p>	
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>(コメント) 保護者会の設置はありませんが、前述の事業計画のうち保護者等に周知すべき内容については重要事項説明やしおりに記載するとともに面談や各種行事に際して説明が行われています。説明は入所時だけでなく、在所児童の保護者等へは毎年度の終わりに重要事項の説明を改めて行っています。そこには丁寧な説明や周知の工夫があり、保護者等に行事や保育への参加が促されています。</p>	

		評価結果
I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I - 4 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I - 4 - (1) - ①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	保育士は年2回自己評価シートを用いて自らの保育実践を振り返り、保育の質を高めるための目標を設定して質の向上に努めています。また、年度末の職員会議の午後には非常勤職員を含めた全職員による総括が行われ、本所の保育実践を総合的に評価しています。今後は、保育士一人ひとりの自己評価結果の集約や総括会議を通して抽出された改善課題を組織的に分析・検討する場の設定が求められます。また第三者評価の受審を契機として、個々の保育実践から組織の体制や運営のあり方まで、定められた評価基準に基づいて組織的な自己評価に取り組むことを期待します。	
I - 4 - (1) - ②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	所長は、常に保育現場に目を配り、また職員会議で受ける報告からも改善課題を把握して具体的な改善に努めています。大きな課題については、中・長期計画や各事業年度計画にも位置付けて、財務の裏付けや補助金の導入も合わせて検討しています。各クラスの保育実践については職員の積極的な発意を尊重して、それぞれの創意工夫を促しており、職員もこれにこたえて例えば乳児専用の所庭を整備するなど、必要な改善を計画的に実践しています。前評価項目で指摘したように総合的な自己評価に基づいて抽出された改善課題を文書化しており、より計画的な改善を組織的に取り組む仕組みの構築が期待されます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ - 1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ - 1 - (1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ - 1 - (1) - ①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	本所では所長および主任の職務分掌を明確にしています。所長は保育理念の基本を逸脱しない限り、職員それぞれがその特性を生かして大いに自由な工夫にチャレンジすることを是としています。職員の離職は少なく、またいったん退職あるいは休職した職員の職場復帰が多いなど、安定した組織を構築しており、所長の想いは職員によく浸透しています。また所長は主任とも良好な協調体制を築いており、有事や所長不在時においても、組織の運営管理に支障を生じない体制が構築されています。	
Ⅱ - 1 - (1) - ②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	所長は、大阪市や大阪市私立保育連盟（私保連）等からの情報提供や開催研修を通じて保育にかかる法令や社会規範を把握しています。管理者として必要な労務にかかる規定については社会保険労務士（社労士）から手ほどきをうけるなど、各種専門家の協力も得て適正な取組に努めています。職員に対しては、職員会議や普段の何気ない会話の中で、保育実践に即した内容にかみ砕いて周知を図っています。他の保育所等で不適切事案が発生した場合には、会議等で取り上げて話し合い、意識の共有化を図っています。	

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	所長は職員会議等での話し合いだけではなく、日常的に保育の現場を訪れ、保育の質の現状について把握しています。所長と職員の間には、何でも話しやすい関係性が築かれていますので、保育の質の向上に関する具体的な取組の明示や、組織内の具体的な体制は築かれていませんが、都度毎に適切な助言や指導が行われています。所長の指導は厳しい側面を持ちつつも、職員の良い所も褒めて励ますことを心がけていますので、職員のモチベーションは高く維持されています。	
II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	所長は職員会議等で、職員に対して保育所の現状を包み隠さず伝え、職員にも共有しています。非常勤職員等の様々な働き方を受け入れ、それぞれの事情や体調にも細かく配慮して職場づくりを行っています。経営の改善や実務の実効性を高めるための具体的な体制は構築されていませんが、職員会議等、日々の職務の中で、職員間と意識の共有を行っています。	

評価結果

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	中・長期計画の中に「人材の確保と育成」が明記されていますが、職員への周知は十分ではないようです。本所では、最も新しい職員が3年目で、職員の定着率が高く、勤続年数の長い職員が殆どです。産休等の短期休職に対しては、人材派遣会社と契約して、人材確保を行っています。また、派遣社員からの正規雇用の要望がある場合や、非正規職員から正規職員への登用など、職員の希望や働き方に合わせた人材配置を行っています。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	「期待する職員像」は、「職員が守るべき職務上の基礎事項」や「全国保育士会倫理綱領」で明らかにしています。過去に人事考課の仕組みを定めようとしたが、保育所には馴染まないことが分かり、現在も仕組みは構築されていません。職員は年2回自己評価を行い、その後所長と面談を行い、職員の意向や職能、人間力を評価・分析をしています。所長は人事管理を通して、職員が自らの将来像が描けるような環境づくりを行っています。	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	職員の就業状況は、ICT化により保育所で把握しています。年1回、健康診断を受診してもらい、職員の健康状態も把握しています。年2回の自己評価後は、1回目は希望者のみ、2回目は全員が所長と面談を行い、職員の様々な希望や相談事を聞く機会を設けています。職員の生活環境でどの位働けるかの希望にも考慮し、派遣、非正規、正規職員といった働き方のキャリアアップも出来るようにしています。職員配置は充足しており、週休2日制を堅持し、有給休暇等についても希望日に取得できるようにしています。大企業における福利厚生制度はありませんが、姉妹園との忘年会や納涼会等の交流で親睦を図るようにもしています。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	「期待する職員像」は具体的な標語で明記されていませんが、「大阪市立両国保育所の目指す保育」を明示して、職員に自覚を促しています。職員が年2回行う自己評価には、職員一人ひとりの目標や反省が記入されています。年度末には必ず所長と面談を行い、年度内の保育の振り返りや目標達成度、その反省など様々な事柄について話し合う機会がもたれています。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	「期待する職員像」は具体的な標語で明記されていませんが、「大阪市立両国保育所の目指す保育」を明示して、職員に自覚を促しています。年間の研修計画は作成され、受講後は職員に内容を報告していますが、定期的な内容評価やカリキュラムも見直しはされていません。今後は保育の質の向上の為、定期的に研修内容やカリキュラムの見直しを行うことを希望します。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等は把握されています。新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTも適切に行われています。研修機会は多く用意されていて、外部研修の情報は職員に掲示され、周知されています。研修等に掛かる費用は、キャリアアップ研修を除いて、法人が負担しています。また、研修受講に要する時間は出来るだけ勤務扱いとしています。ただ、短時間職員や非常勤職員の研修機会が少ないようですので、今後は研修機会を増やすような取り組みを望みます。	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	「実習生受け入れマニュアル」があり、そのなかには「基本姿勢と意義」「基本的な考え方」「配慮」「受け入れ手順」「オリエンテーションの方法」「受け入れ側の心得」が記載されています。実習生に対しては、学校側から提示されるプログラムを重視し、本所には実習生用のプログラムは用意されていません。実習生には、希望するクラスを聞きクラス担任が指導者として受け入れています。ただ、指導者に対しての研修等は行われていません。実習をより有意義なものとするため、今後は指導者に対する研修の実施を望みます。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	HPやWAMNET等で保育所の情報は公開されていますが、十分とは言えません。玄関に「事業所段階の苦情解決体制」を掲示しています。ただ、経過や解決に関する情報は記録はありますが、開示はしていません。今後HPの「お知らせ」に公開することを検討中です。法人が発行する広報誌「しんもり通信」を保護者に掲示するとともに、地元自治会の役員宅や関係機関等にポスティングしています。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	所長は職員会議等で、保育所の経営・運営に関わる情報を、職員に包み隠さず伝え、共有しています。外部の会計士や税理士による内部監査も適正に行われています。理事会が定める「しんもり福祉会経理規定」に基づいた公正な経理も行われています。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	中・長期計画に「地域の児童福祉施設としての役割とその使命」を明記し、地域との関わりの方について基本的な考え方を文書化しています。年長児は地域の高齢者施設のコンサート等のイベントに参加したり、職員が町内の盆踊り大会に参加したり、地域の幼稚園と幼保交流を行ったりと、地域との交流を図っています。地域交流の一環としては未就学児とその保護者を月1回招き、保育士や保健師との相談事業を行い保育所への理解を得ています。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	ボランティア受入れマニュアルを作成し、基本的な考え方や意義、実施計画を明文化しています。また中・長期計画に、職場体験やインターシップ等を通じた学校教育への協力に対する取組方針を明記し、実習生受入れマニュアルも整備しています。また実習生受入れに対しては、保育士養成学校の策定するプログラムをよく理解し連携体制を整えています。しかしながらボランティアの受入れは現在行っておらず、受入れや養成研修については今後の地域とのかかわり方や、社会情勢を総合的に鑑みた上での検討課題となっています。	

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	清水地区の小学校エリアを主体とした関係機関との連携が図られています。その具体的な連携や活動内容は職員会議や、その議事録にて職員への周知を図っています。旭区社会福祉施設連絡会や旭東幼稚園学校協議会へ参加し、福祉サービス機関等との連携も図っています。さらに清水小学校区子育てネットワークや清水地区子育てボランティアグループに所属し、地域の小学校・幼稚園・子育てサロン・民生委員・NPO法人等とのネットワークが形成されています。また権利侵害といった人権侵害に対する関係機関との連携を図るため、両国人権ネットワークに所属しています。	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	所長は保育所が所属する各種関係機関との会議やネットワークの催す定期会議や勉強会、さらに研修にも出席し、地域が保育所に求めるニーズや課題について把握しています。特に地域の施設や学校などが所属する旭区社会福祉連絡会の勉強会に参加し、地域の防災に関する公益的な活動の必要性について把握しており、中・長期事業計画にも明記しています。一方で近年の地域の環境のさまざまな変化も十分把握しており、地下鉄の延伸による街並みの変化や、子育て世代の流入や核家族化に伴い必要となる福祉ニーズを把握しています。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	中・長期計画の「地域の児童福祉施設としての役割とその使命」に定められているとおり、地域の在宅子育て家庭が保育施設を利用しやすい活動や、近隣の住宅状況を鑑みた子育て支援事業を行っています。地域の団体と緊急時についての具体的な対応について定期的に協議し、令和5年には「災害時における特別避難所としての使用に関する覚書」を締結しその役割や実施内容を明記しています。また地域の未就園児と保護者へ毎月保育所を開放し、若い世代の地域流入に伴う核家族化に対する相談支援を行っています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	中・長期計画の基本方針に「ひとりひとりの違いを認め合い大切に人権保育を進めていく」と明示し保育理念や保育の計画に展開し、保育実践に取り組んでいます。事業計画の一環には特別保育事業を明記し、子どもの人権や互いに尊重する取組を行っています。子どもを尊重した保育に関しては「全国保育士倫理綱領」を職員に周知し、職員一人ひとりの保育実践を尊重しつつ、最低限の標準的な実施方法としての、「職員が守るべき職務上の基本事項」を定めています。また職員に対して定期的に外部講師を招き、基本的人権の研修を行ない保護者への報告も行っています。	

Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	プライバシー保護に関する規定や取組については、「個人情報保護マニュアル」の中に包括して文書化しています。こどもの自尊心に配慮し、たとえ集団生活の中にあっても、羞恥心に気遣った保育の実践を行っています。建築設備についての改善が困難な中、男女分け、時間分け、着替え時の衝立、カーテンの設置等の工夫によりプライバシーの保護に取り組んでいます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	パンフレットやHPに法人の目指す保育や保育所の理念や基本方針、保育目標等の取組を紹介し、その更新も適時行っています。またわかりやすい図や絵、さらに写真を掲載し、法人の歴史や保育所の特色ある事業の紹介や詳細な保育内容をわかりやすく紹介しています。入所見学者に対しては所長が個々に対応し、保育所の実際の保育の現場見学を丁寧に時間をかけて行い、説明も行っています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	入所が決まった子どもと保護者に対しては、集団説明と所長による個別面談を実施し、必要な書類には書面での同意を図っています。必要十分な情報をわかりやすく記載した重要事項説明（保育所生活のしおり）を用い説明を行っています。特別な配慮を必要とする保護者へは所長が個別に面談を行い丁寧な聞き取りや説明を行っています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	行政からの通達である「2018年の保育所児童保育要録の見直し」に沿って、保育所児童保育要録を作成し引継ぎを行っています。特に配慮の必要な事項を記載し、小学校からの問合せに対しては所長が対応し、必要な連携を図っています。文書では渡していないものの、本所は多くの職員が長年勤務し、離職もしておらず、保育が終了した子どもや保護者に対する相談等は所長以下職員が連携し対応しています。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	保育所が行う様々な行事が、子ども一人ひとりの満足が得られるものであったか、保護者からどのような意向があったかといった職員による振り返りは日々の保育の中で行われています。しかしながら保護者アンケートにおいては「保育の内容や行事に保護者の要望が活かされている」といった質問に対する肯定感がやや低傾向があり、特に0～2歳児の保護者から参観の希望もあります。今後は利用者満足を把握する一層の取組やその分析等の結果から改善を行う会議等の設置を期待します。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント) 苦情解決マニュアルに苦情対応体制や苦情対応手順といった内容が記載され、保育所玄関に必要な掲示がなされています。しかしながら保護者アンケートによると、苦情に対する第三者委員の設置状況の周知は十分とは言えません。保護者からの日々の登降所時での意見等を含め、さまざまな意見が苦情かどうかの判断は難しい側面がありますが、苦情として扱った場合の情報公開に対しては保護者の理解を得る一層の取組を行うとともに、第三者委員の設置についても十分周知することを期待します。	
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント) 保護者は日常的に登降所時や連絡帳に相談や意見を述べており、個別相談が必要な時は2階の会議室を使って相談を述べやすい機会は確保されています。今後はしおりやパンフレットに保護者が相談や意見を述べやすくする為に、相手の選択肢やその方法の記載、さらに配布物や掲示板等を活用することに期待します。	
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント) 保護者から連絡帳や日々の登降所時に意見や相談が出たことに対し、昼礼や保育日誌、登降所後の事務室での連絡にて、所長をはじめとした職員間でその情報共有がなされています。意見箱などの設置は見られるものの、保護者の意見を積極的に把握する為の取組や対応方法を定めた文書化、その職員へ一層の周知を今後期待します。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント) 毎週土曜日にその日に出勤している職員が保育室の安全を点検し、月に一度は主任が点検を行って安全な環境整備に努めています。また、ヒヤリハットや事故防止マニュアルを基に、月に一度の職員会議でも所内の保育室の様子やヒヤリハットや事故発生の共有を行い対策を話し合って事故防止に努めています。事故防止マニュアルの中には水遊び、誤嚥、睡眠時における注意点等が記されており、その他、散歩時におけるマニュアルも策定されています。今後は姉妹園と合同で委員会を作る、あるいは明確な責任者の位置づけを行い、更なる安心安全な保育所とする環境整備と運営の改善が行われることを期待します。	
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント) 流行している感染症や対策の情報を保護者が常に確認できるよう、各保育室や一階の事務所前に掲示しています。流行の兆しのある感染症やワクチン接種等のお知らせや案内については、年に数回保健だよりを作成し、掲示に加えICTの活用も行って予防を呼びかけています。また、感染症の防止として、衛生管理マニュアルを基に、消毒液を用いて子どもが触れる机や椅子、玩具等を適宜消毒し、洗えないものは消毒保管庫（ブルーライト消毒）を行い衛生保全に努めています。	

Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	本所は地域の幼稚園防災会議や清水地区地域活動協議会に参加し、地域の幼稚園及び保育所との協力体制が整備されている等の事から特別避難所としての使用に関する覚書を協議会と交わしています。本所では、清水地域防災マニュアル、災害時におけるマニュアル、更には一人ひとり職員が保持している防災マニュアルがあり、細やかに職員の連携図やライフライン、各機関の連絡先等が記載されています。それらを基に、万が一の災害に備え安否確認（ICT及び電話）を踏まえた避難訓練が月に一度所内で行われており、その他にも区の防災訓練に年に一度参加しています。	

	評価結果
--	-------------

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	本所では「職員が守るべき職務上の基本事項」の中に各職員に対し保育の実践において留意すべき基本事項が明記されている他、各種マニュアルが複数明確に整備されています。更には研修や指導も行われています。所長の想いとしては、各職員の保育に対する想いを踏まえた実施方法を重視し、各職員との連携方法や子どものためとなる実施方法は一つだけではないという考えがあります。本所の働きやすさもあり、長年職員の入れ替わりの変動がないことから円滑に保育が進んでいます。今後は標準的な実施方法の文書化について協議を行い、それに基づき各職員同士の標準的な保育の実施方法における共通理解及び確認ができる体制が整うことを期待します。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	旭区社会福祉施設連絡会に参加し、地域の様子を踏まえたうえで、本所における保育の実施方法の見直しや話し合いは月に一度の会議以外の場面でも適宜所内で行われています。しかしながら、明確な実施方法の検証や見直しの時期、または保護者の意見や提案が反映される仕組みが充分であるとはいえません。今後は組織的にPDCAサイクルを踏まえた仕組みづくりの明確化を期待します。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	保育所の入所の際には聞き取り表を用いて家庭の様子や児童の注意点を所内で把握し、各職員で話し合いを重ね担当職員が指導計画を策定しています。区の巡回指導を招き、配慮のいる児童の様子を話したり、保護者のニーズや支援が必要な家庭や児童に対するアセスメントについては区の連絡会などに参加し確立されています。今後は保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めた実施方法の明確化を期待します。	

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント) 各クラスで月に一度一人ひとりの指導計画に基づいた保育の評価反省会がある他、本所全体では月に一度の会議の中で意見交換を行い保育の質の向上を継続的に図る手順が定められています。また、都度行われている保育参加の際や登降所時、連絡帳で保護者の意見を伺い保育を進めています。しかしながら、指導計画の策定において保護者の意向や組織的な手順や仕組みが十分に定められていないため、体制の見直しを期待します。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント) 本所では各書類（月案・週日案・個人記録等）において、紙ベースからPC上での記録及び管理は移行中であり、すべての指導計画や記録を統一された様式に記載のもと、どの職員も確認できるようになっています。当日の連絡事項や申し送りに関しては、各クラスに用意されているノートにて引継ぎを行い、特記して今後も継続して記録していく内容に関してはPC上の個人記録に移行するなど丁寧な記録整備がされています。	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント) 個人情報保護マニュアルを基にPCや書類は管理及び保護されており、事務所の施錠できるロッカーや書庫で管理されています。行事やHP等で掲載する写真においても保育所で導入しているICTのメール配信を活用し適宜承諾を得ています。また、退所の際に個人にまつわるもの（申し送り等必要なものを除いて）は破棄され、所外への持ちだしや漏洩の無いよう徹底されています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
(コメント)	本所における保育計画は、公設民営保育所の特性として、従前の保育方針からの緩やかな変革が求められています。全体的な計画は、本所の保育理念・保育方針・保育目標を具体化する指標として専ら所長が作成していますが、これに基づいて各クラスがそれぞれ独自に作成する指導計画を検討する中で話し合い、理解を深めています。本所が立地する地域は、従前は高齢者が多い古い町でしたが、近年新たな交通網が開発され通勤の利便性や子育て環境の良さ、加えて老朽化した文化住宅の建て替え等により地域特性が大きく変化しています。そのため若い子育て世帯の流入が著しく、そうした変化に対応した「全体的な計画」の策定が課題となっています。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
(コメント)	建物が古く、老朽化が進行しているとともに、建設当時の保育概念との齟齬もあって、保育動線や、特にトイレや手洗い場など水回りのしつらえに課題が山積んでいます。その中で、室内の清掃や衛生管理は行き届いています。また、所庭が広く、各種遊具とくに魅力的な三輪車を導入して子どもたちがのびのびと戸外遊びに興ずることや野菜等の栽培、昆虫類の観察ができる豊かな環境があります。所内は子どもが落ち着ける環境とするよう、補助金を得て床や腰壁の木質化を図ったり、カムダウンハウスを設置して、一人ひとりの子どもがくつろげる場が用意されています。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	本所では、育児担当制ではなくチーム保育体制の中で保育士一人ひとりの個性を發揮して子どもを想い、対応することを旨としています。各保育士の保育実践の多様性を容認しつつ、基本となる保育理念・保育方針にはブレがなく、一人ひとりの子どもの個性を尊重して個人差や性差にも配慮して丁寧にかかわっています。保育士は肯定的な言葉づかいで穏やかに話しています。今回の第三者評価で実施した保護者アンケートでは、職員の態度や言葉づかい、子どもへの接し方を保護者等は高く評価しています。2日間の場面観察においても、こうした保育士の想いは子どもにも伝わり、子どもの情緒が非常に安定しています。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	本所では排泄や食事、睡眠そして他児との協調・共同作業など、諸々の基本的な生活習慣の習得については強制することなく、子ども一人ひとりの発達に応じて、自分でやろうとする気持ちを大切にしています。例えば3歳児になってプール遊びを楽しむには排泄自立が必要なことや、自らの欲求を受け入れてもらうには他児と相互に思いやる気持ちが大切だということを知りやすく伝えていきます。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
(コメント)	保育士は各クラスの子どもの特性や発達状況に応じて、創意工夫を凝らして環境を整え、豊かな遊びが展開される保育に取り組んでいます。所庭には広い空間とともに乳児専用のおそび場、多様な遊具や菜園、昆虫など小動物が生息する植生など、大小さまざまなしつらえがあり、子どもたちは自由に選んで多様な戸外遊びや自然に触れ合うことができている。それでも所長は、例えば絵の具などを使って子どもが自由に表現活動を楽しめる場をもっと充実したいと考えています。年長児は地域の介護施設へ訪問する取り組みがありますし、地域への散歩活動もありますが、所庭が充実していることもあって地域の社会資源の活用を通じて、子どもが社会体験を得る機会がやや少なく、その見直しが今後の課題となっています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	職員数は充足しており、保育士は子ども達と愛着関係がもてるような保育を行っています。保育室は広く、活動や探索が行いやすい環境です。様々な玩具を用意し、月齢によって入れ替えなど行い、子ども達の興味や関心を持つことが出来る保育を行っています。保護者とは連絡帳や日々の登降所時の会話で、家庭の様子や保育所での様子を伝え合い連携しています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	保育士は充足しており、子ども一人ひとりと密に関わることが出来ています。育児担当制ではなく、チームで保育に取り組むなかで、各保育士がそれぞれの個性を発揮するように努めて保育の多様性を確保しています。保育室や所庭も広く確保され、子ども達は自由に探索する環境が整えられています。また、中学生の職場体験や卒園生によるボランティアも受け入れています。保護者とは連絡帳や日々の登降所時の会話で、家庭の様子や保育所での様子を伝え合い連携しています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	幼児クラスでは日常的に調理員や栄養士が配膳や子ども達の食事の様子を覗きに来たり、参加型参観の「一緒にあそぼうday」を開催し、保育士以外の大人と関わる取組を行っています。3歳児クラスでは、遊びを通して興味関心のある活動を行い、発表会等に取り入れています。4歳児クラスでは、グループ活動や当番活動で、友だちと協力した活動を行っています。5歳児クラスでは、子ども達一人ひとりの発表の場や、園児が1日先生になりその日の活動を他の園児と決めるなど、子どもの個性と友だちとの協力による活動を行っています。絵本の貸し出しが出来る専用の部屋を整備し、絵本を重視した特色のある保育を行っています。保護者へはポートフォリオの配信で本所での様子を伝え、就学先の小学校には保育要録で、子ども達の活動や本所での様子等を伝えています。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	全体的な計画に、障がい児保育（特別支援教育）を特色有る養護・保育として位置づけ、他児と保育室を分けることなく保育を行っています。保育所建物が古く、バリアフリー等、障がいに応じた環境整備が難しい中でも、可動式のスロープを用いたり、衝立やカーンダウンハウスなどを用いて、刺激の少ない環境を整備するなどの工夫を行っています。半年ごとにケース検討を行い、個別指導計画を作成し、保護者の同意を得て保育を行っています。職員は障がいに関する研修も受講しています。必要に応じて、医療機関や療育施設等から相談や助言も受けています。	

A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	年間計画、月案、週案は連続性に配慮し、子ども主体の計画となっています。早朝保育、延長保育は合同保育となっていて、異なる年齢の子どもが一緒に過ごす時間となっています。合同保育は特に年長の子ども達に幼児を大切にすることを育てる意義があると捉えて行っていますが、0・1歳児が落ち着いて過ごせるよう、0・1歳児だけで過ごす環境造りにも配慮しています。保育士は、連絡帳や登降所時の会話で、保護者との情報共有も行い連携するようにしています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	相互の連絡や子ども同士のかかわりの拡大、遊びの充実、保育者が相互の教育を学ぶことを目的として、「幼稚園・保育所・小学校交流計画案」を作成しています。就学前児童の保護者には、5月に「就学に向けて」と言うクラス懇談会を行い、就学に向けての準備や気になることへの意見交換などをする機会を設けています。2、3月には、子どもと主任、所長が近隣小学校へ見学に行き、1年生と交流したり、持ち物などを見せてもらう機会も設けています。所長を責任者として、クラス担任が保育所児童保育要録を作成し、就学先小学校に提出しています。	
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	入所時に所長が保護者から、子ども一人ひとりの発育や健康状態に関する丁寧な聞き取りを行い児童台帳に記載し職員間で情報共有をしています。さらに在所期間である0～5歳にわたる子どもの健康状態に関する必要な情報は健康手帳に網羅されており、職員間への周知や保護者への定期的な情報共有もなされています。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	提携医による本所への出張により、年4回の健康診断と年1回の歯科健診を実施しています。健康手帳に情報を記載し、職員間あるいは保護者とも情報共有しています。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	入所時に所長による丁寧な聞き取りを行い、医師からの意見書をはじめ、児童台帳や健康手帳に記載し職員間で情報を共有しています。アレルギー疾患を有する子どもには個別のブースを設置し、本所における生活や食事を給食室、事務所、保育室でのトリプルチェックを行い、事故等の防止に配慮しています。そういった子どもに対する理解を他の子どもができるよう職員は配慮しています。保健だよりを活用し、保護者に対しても子どもがかかりやすい疾患等に関する情報や予防方法、家庭での取組に必要な情報を提供しています。	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	<p>旭区食育推進会議に参加しています。その内容を参考に本所では献立や年間食育計画を作成し、家庭にも案内を行っています。区の管理栄養士に出前食育を依頼し、子どもたちが紙芝居などを通して楽しみながら栄養について学ぶ機会を設けています。子ども一人ひとりが食事を楽しめるよう、幼児ではグループで自由に食べて良い場を設けたり、クッキング（2・3歳児は年に1回、4・5歳児は年に2回）があります。乳児の各クラスにおいては食事の際に少人数で援助を行い工夫して食育を進めています。保育参加の際には保護者にも給食を食べてもらい、味付けや献立等を知ってもらっています。</p>	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	<p>子どもたちが給食等を食べる際は、各クラス職員と共に会話を楽しみながら食べ進めていきます。また、職員は子どもの様子を観察しながら食事補助（食べやすく切り分ける等）をしています。栄養士や調理員も各クラスに入り、度々喫食状況の様子を確認しています。おはしについては各家庭で用意してもらい、家庭と連携を図りながら進めています。郷土料理を月に一度提供し食の文化を楽しみながら味わって食べてもらえるよう工夫しています。調理場や調乳室の衛生管理においては、マニュアルを策定して細やかな手順や注意点を掲示しています。</p>	

評価結果

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	<p>日々の保育の様子は登降所時の保護者との会話や個人懇談、幼児クラスでは玄関先にポートフォリオを掲示して、乳児クラスでは連絡ノートを通して伝えています。その他、保育参加等で保護者との関わりを深めています。また、子どもと家庭とがコミュニケーションの深まりを育んでもらうねらいも込めた催しが本所独自であります。「命と平和の集い」と題した行事であり、命の大切さや生まれてきた意味を子どもたちに学んでもらう機会があります。各行事では動画配信を行う等工夫し、保育の様子の見える化に努めています。</p>	

A-2-(2) 保護者等の支援

A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	<p>保護者の子育て等の相談や悩みは、日頃から相談できる関係性をつくる事を心掛け、クラスの職員で解決ができない場合は所長または主任が対応するといった仕組みになっています。所外でも清水地区子育てネットワークに参加し、ソーシャルワーカーへの案内を玄関先に掲示する等しています。受けつけた相談内容については常に記録をとり、職員会議で共有して解決へ繋げる仕組みが整えられています。</p>	

A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
(コメント)	虐待防止マニュアル（社会福祉法人しんもり福祉会虐待防止対応規定）があり、虐待の対象、虐待防止体制、担当、第三者委員、防止のつとめ、報告、解決協議、研修、委員会等の記載があります。それを基に日々の保育を進める中で気になる児童においては記録をとり、各機関へ連携を図っています。その他、旭区要保護児童対策地域協議会に参加したり、長期欠席をしている児童の家庭には直接訪問し様子を伺い対応に努めています。今後は規定に基づき本所での研修が行われることに期待します。	

	評価結果
--	-------------

A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント)	面談シートを用いて自己評価を行い、7月に目標をたて、12月に振り返りと所長と各職員が個人面談をし、意欲に繋げています。職員一人ひとりが保育や子どもに対して誠実な意志を持ち取り組んでいます。本所では昨年度の担任がもちあがり、継続した保育となるようにしています。職員一人ひとりの自己評価（保育実践の振り返り）から保育所全体としての改善課題を抽出して組織的な改善に取り組む仕組みの構築が課題となっています。	

	評価結果
--	-------------

A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	虐待防止マニュアルにも明記があるように、本所の法人が策定している規定のもと、日々の保育に取り組んでいます。研修報告などにおいては情報共有を行い、自らの保育を振り返りながら不適切保育の防止に努めています。	

利用者(子ども)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	
調査対象者数	人
調査方法	

利用者への聞き取り等の結果（概要）

--

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	68 人 (有効回答数)
調査方法	自記式質問紙留置法

利用者への聞き取り等の結果(概要)

■子ども達の95%が園で楽しく過ごしており、保護者も94%がこの園に入れて良かったと回答しています。園の方針や職員の態度、保育内容その他の全24項目中20項目で8割以上が肯定評価をしており、中でも11項目は9割以上の肯定率を示しています。全体的に見て非常に良好な結果と言えます。

■園の取組姿勢については総じて高評価です。とりわけ入所時の説明、プライバシーについての評価が高くなっています。特別なニーズのある子どもへの対応では「わからない」が多く、その分肯定率は下がりますが、対象児を持つ保護者からは適切な対応に感謝の言葉が述べられています。

■職員の態度や姿勢については良好な結果です。先生方の連携の良さ、先生の人数の多さが安心感につながっているようです。

■保育内容についての評価も高く、とりわけ給食、園内の清潔さに対する評価が高くなっています。長子0～2歳児の保護者では食事やおやつについて、5歳以上児の保護者では園内の清潔さ、食事やおやつ、社会ルールや人間関係の指導について全員が肯定しています。

■安心・安全に関しては、全て高評価ですが、門扉の開閉について心配する声が複数挙がっています。

■園と保護者との情報共有については、連絡帳や送迎時の会話を通じての情報交換は高い評価を得ています。保育に参加する機会については0～2歳児の保護者で低めの評価になっていて、参観を希望する声が寄せられています。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等